



2024年2月21日

各位

新商品 資産運用をおまかせしながら、人生100年時代にそなえる保険

特許出願中

ハイブリッド おまかせライフ

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：森中 哉也）は、『変額終身保険（災害加算・I型）～販売名称「ハイブリッド おまかせ ライフ」～』を開発し、2024年3月1日より販売開始いたします。

人生100年時代では、資産寿命延伸のための資産運用やご家族も安心できる資産管理が求められています。このような中で当社は、一時払変額終身保険の「ハイブリッド アセット ライフ」や「ハイブリッド あんしん ライフ」を展開してまいりました。

「ハイブリッド おまかせ ライフ」は、一人ひとりのお考えに合わせて、資産運用をおまかせできる業界初*1の商品です。お客様の資産運用に対するお考えやニーズに「おまかせ運用」でお応えしながら、生命保険機能による安心感も提供できるように開発いたしました。この運用をおまかせできる仕組みについて、特許を出願*2しております。

今後も引き続き、お客様の視点に立ち、お客様にとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

- *1 ヒアリング結果をもとにお客さまに適した運用の型を提案し、提案内容に沿った運用を行なう仕組みと、契約後もマーケット状況等に応じて資産配分の見直しを行なう仕組みについて、生命保険業界初となります。（2024年1月末時点当社調べ）
- *2 特別勘定を組み合わせるお客様の資産を管理する技術につき、特許出願中です。

「ハイブリッド おまかせ ライフ」のポイント

Point 1 資産の活用方法を2コースから選択

- ▶ 資産をどのように活用したいか、お客様のニーズに合わせて2つのコースをご用意しています。最低保証期間中の死亡保障を確保しながら運用したい方は「資産成長コース」、値上がり益を受け取りながら運用を継続したい方は「超過給付コース」をご選択いただけます。

Point 2 ヒアリングシートの回答をもとにポートフォリオをご提案

- ▶ ヒアリングシートで、お客様の資産運用に関するお考えや投資経験、投資資金の性格、リスク許容度等についてお伺いします。
- ▶ ヒアリングシートの回答に基づいて、運用のプロである投資運用業者の情報に基づきお客様に適したポートフォリオを提案します。

Point 3 運用期間中の充実のサービス

- ▶ 定期的に資産配分比率の見直し（リアロケーション）、目標とする資産配分比率への再調整（リバランス）を行ないます。また、運用報告書を3か月ごとに作成してお客様へ送付します。
- ▶ 介護認知症年金支払移行特約を付加することで、公的介護保険制度の「要支援1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金を原資として、介護認知症年金が受け取れます。また指定代理請求特約を活用することで、指定代理請求人が給付金等（一括受取含む）を請求することができます。

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 電話：03-6745-6808

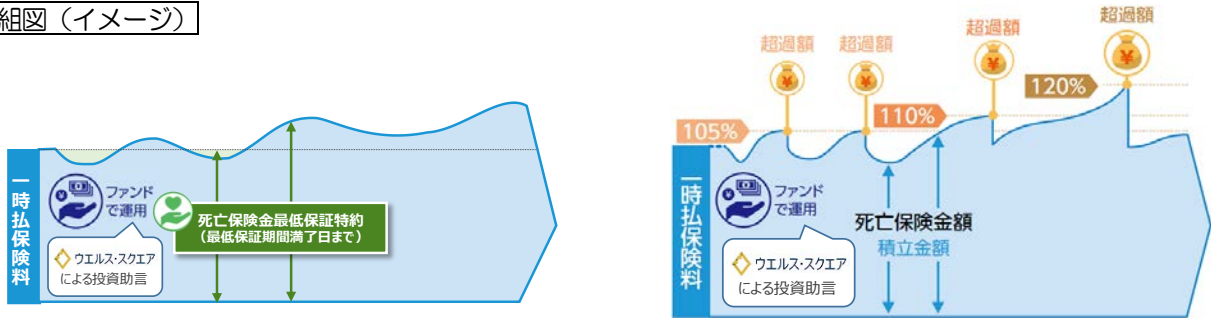
さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

I コース設定

- ▶ 最低保証期間中の死亡保障を確保しながら運用したい方は「資産成長コース」、値上がり益を受け取りながら運用を継続したい方は「超過給付コース」を選択いただけます。
- ▶ 「資産成長コース」：最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、基本保険金額100%以上の死亡保険金をお支払いします。
- ▶ 「超過給付コース」：積立金額が「基本保険金額×超過給付割合」以上となった場合には、超過額（値上がり益）を受け取りながら運用を継続できます。超過給付割合は、「105%」「110%」「120%」「判定なし」から選択できます。

仕組図（イメージ）

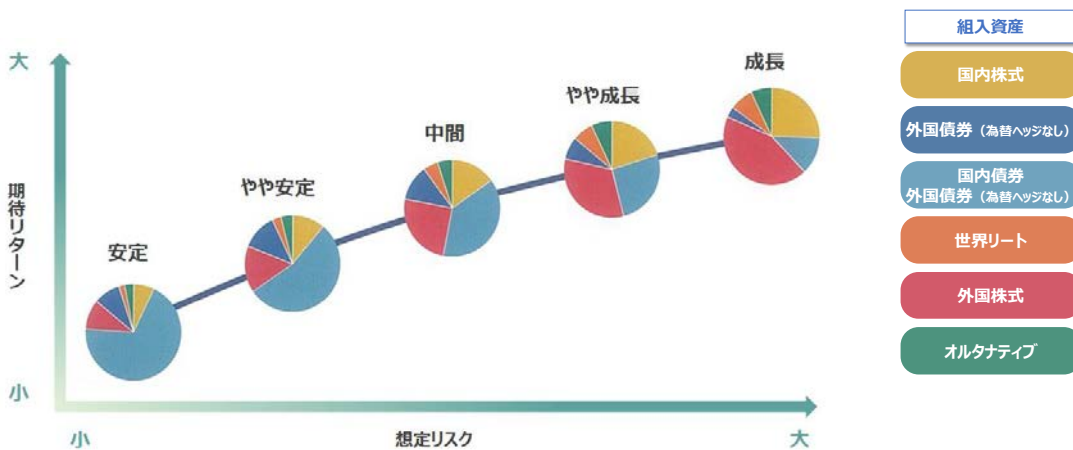


※仕組図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

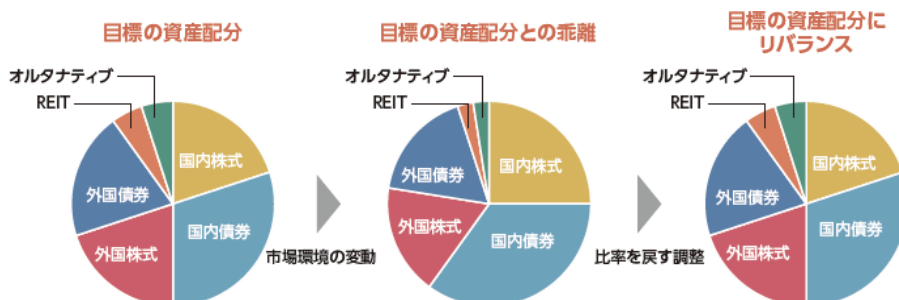
II 運用の型

- ▶ お客さまからのヒアリング（お金の運用目的、時期、リスク許容度など）に基づいて、運用のプロである投資運用業者の情報に基づきお客さまに適した運用の型を提案します。
- ▶ 運用の型は、「安定型」「やや安定型」「中間型」「やや成長型」「成長型」に分類され、目標とするポートフォリオを決定します。
- ▶ 目標とするポートフォリオ（資産配分比率）は定期的に見直しを行ないます。また、マーケットの変動により目標とする資産配分比率との乖離が生じた場合には、自動で資産配分比率の再調整（リバランス）を行ないます。

■ 5つの運用の型の期待リターン・想定リスクのイメージ



■ リバランスのイメージ



Ⅲ 「ハイブリッド おまかせ ライフ」の取扱い

コース	資産成長コース	超過給付コース
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	20～80 歳	
基本保険金額 (一時払保険料)	100 万円以上、9 億円以下 (1,000 円単位) *1	
基本保険金額の増額	10 万円以上、通算 9 億円以下 (1,000 円単位) *1	
死亡保険金額	被保険者が死亡した日の積立金額*2	
災害死亡保険金額	死亡保険金額+被保険者が死亡した日の基本保険金額×10%*2	
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	
付加できる主な特約	超過給付加算特約*3、終身保険移行特約、死亡保険金最低保証特約*4、 介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約 (I 型)、新遺族年金支払特約、 指定代理請求特約	
クーリング・オフ	本商品は、クーリング・オフ制度 (お申込みの撤回またはご契約の解除) の対象商品	

*1 同一の被保険者について、基本保険金額 (一時払保険料) は「変額終身保険 (災害加算・I 型)」 (既に参加されているこの保険を含みます) を通算して10億円を超えることはできません。

*2 死亡保険金最低保証特約を付加し、最低保証期間中に災害死亡保険金または死亡保険金の支払事由に該当した場合を除き、災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。

*3 超過給付加算特約は、「超過給付コース」に付加できる特約です。

*4 死亡保険金最低保証特約は、「資産成長コース」に付加できる特約です。

※ この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約形態において、お取扱を一時休止する場合があります。

Ⅳ 「ハイブリッド おまかせ ライフ」の諸費用・リスク

◇ この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

■ 保険期間中

項目	内容		費用
保険関係費用	主契約	ご契約の締結等に 必要な費用	年率 1.505% (内、投資助言・運用に関するサポート費用は年率 0.385%) 【基本保険金額に対して、保険関係費用(年率) / 12 を月単位の契約 当日の前日末に控除】
	特約	死亡保険金を 最低保証するた めに必要な費用	死亡保険金を最低保証するために必要な費用です。 年率 0.0230%~15.3015% (被保険者の年齢・性別により異なります。) 【基本保険金額と積立金額の差額に対して、危険保険料率 / 365 を乗 じた金額を計算し、月単位の契約当日の前日末に控除】
運用に 関する 費用	特別勘定の運用に 必要な費用		各投資対象となる投資信託については、運用管理費用(信託報酬)(信託 財産に対し最大で年 1.35%(消費税等込み))、信託財産留保額(換金 時最大で信託財産の 0.30%)のほか、売買等の取引費用や監査費用等の その他の費用が信託財産から差し引かれます。また、専用投資信託が投資 する投資信託証券には運用実績に応じて成功報酬がかかるものがありま す。 これらの費用の合計額および上限額については、資産配分、運用状況、運 用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載すること ができません。

■ 年金支払移行特約(I型)、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取に なる場合

項目	費用
年金の支払管理等に 必要な費用	年金額に対して 1.0%の範囲内で定める率* * 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に 1.0%の範囲内で 毎年の費用を T&D フィナンシャル生命が定めます。なお、年金の支払 管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契 約時には定まっておりません。 また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

■ 解約または減額をした場合

項目	費用												
解約または減額をした場合に 必要な費用	契約日から 10 年未満で解約または減額される際には、経過年数に応じて つぎの解約控除率(下表)がかかります。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>1 年未満</th> <th>1 年以上 2 年未満</th> <th>2 年以上 3 年未満</th> <th>3 年以上 4 年未満</th> <th>4 年以上 5 年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>3.50%</td> <td>3.15%</td> <td>2.80%</td> <td>2.45%</td> <td>2.10%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
	経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満							
	解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>5 年以上 6 年未満</th> <th>6 年以上 7 年未満</th> <th>7 年以上 8 年未満</th> <th>8 年以上 9 年未満</th> <th>9 年以上 10 年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td> <td>1.75%</td> <td>1.40%</td> <td>1.05%</td> <td>0.70%</td> <td>0.35%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%	
経過年数	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満								
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%								
※契約日の 10 年後の契約当日以降は、解約控除率はかかりません。													

◇この保険のリスクについて

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額等が日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

特別勘定の資産運用は主に株式・債券などに投資をする投資信託を通じて行なわれ、それぞれの投資信託は以下の指標（ベンチマーク）に連動、または上回る投資成果を目指します。

各指標（ベンチマーク）は、株価や債券価格などの変動の影響を受けるため、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は各指標（ベンチマーク）に応じて変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- 死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額^{*1}は、特別勘定の運用実績により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- 解約払戻金額^{*2}は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。

*1 超過額の判定を行なうご契約の場合は、災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払いした超過額を累計した金額の合計。

*2 超過額の判定を行なうご契約の場合は、解約払戻金額とお支払いした超過額を累計した金額の合計。

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。
この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。